

昭和四十七年一月十三日決議 昭和四十七年一月十三日決議

主 査

長



第一部長



参事官

参事官補

次 長

了

総務主幹



自衛行動の範囲について

参議院決算委員会水口宏三委員から防衛庁に

対し提出請求のあった標榜の資料(別添)について、

同庁から与庁の見解を求められたが、検討したところ

内閣法制局

ろ、与庁に於いて特に異を申し立てるに及ばざるとき、  
之を以て、いかに。

御高教を仰ぎます。

内閣法制局

(注)

参議院 水口宏三議員 要求資料

防衛庁 47.10.14

自衛行動の範囲

- 憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の発動については、政府は、従来からいわゆる自衛権発動の要件(わが国に対する急迫不正な侵害があること、この場合に他に適当な手段がないこと及び必要最小限度の實力行使にとどまるべきこと)に該当する場合には限られると解している。
- わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土、領海、領空においてはかりでなく、周辺の公海、公空において、これに対処する場合であっても、このことは、自衛権の限度をこえるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。この場合、自衛行動のできる公海、公空の範囲は、外部からの武力攻撃の態様に応ずるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内での公海、公空に及ぶことができるものと解している。
- いわゆる「海外派兵」については、その用語の明確な定義はないが、海外派兵が憲法第9条のもとにおける自衛権の限界との関連で問題とされてきたものであるため、このような